

別紙 3

生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進

第1 事業の内容

生産性の高い持続可能な飼料産地を形成するため、都道府県を範囲とする飼料作物の生産・利用の連携体制の構築・強化に向けて実施する次の1から5までの取組を支援する。

- 1 検討会等の開催
- 2 専門家による指導
- 3 先進地等の調査
- 4 飼料作物の栽培・利用試験
- 5 その他必要な取組

第2 補助事業者

補助事業者は要綱別表のとおりとし、要綱別表の補助事業者欄の①協議会における畜産局長が別に定める要件は、次の1から4までに掲げるとおりとする。

- 1 都道府県及び畜産関係団体が参画する団体であること。
- 2 代表者が定められていること。
- 3 組織の意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
- 4 一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第3 事業の要件

1 補助対象

本事業の取組については、国産飼料作物に係る取組を対象とする。

2 事業の実施基準

- (1) 本事業の実施に当たっては、第1の1の取組を必須とし、別紙3別添に掲げる課題事項の中から一つ以上の解決に向けて取り組むものとする。
- (2) 補助事業者は、生産性の高い持続可能な飼料産地形成に向けて、飼料生産に携わる耕種農家、畜産農家、生産者団体、飼料生産組織、市町村等と密に連携して取り組むとともに、これらの者が構成員として事業に参画するよう努めるものとする。

3 事業の対象期間

第1の4の取組については、予算成立日以降に実施する取組を支援の対象とすることができるものとする。

4 事業の成果目標及び目標年度

成果目標は、生産性の高い持続可能な飼料産地の形成に向けた報告書の作成とし、事業完了年度の翌年度を目標年度とするものとする。

第4 事業実施の手続

- 1 補助事業者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- 2 補助事業者は、事業実施計画書（別紙3様式第1号）等必要な書類について、地方農政局長等と調整の上、要綱第9第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。
なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものと

する。

- 3 補助事業者が、要綱別表に規定する重要な変更の欄に該当する変更を行おうとする場合には、地方農政局長等と、変更する実施計画（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を調整の上、要綱第 15 第 1 項に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。
- 4 補助事業者は、要綱第 20 に規定する実績報告書を提出する際、2 又は 3 により添付した事業実施計画書に実績（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映したものを添付するものとする。

第 5 事業達成状況の報告

補助事業者は、事業完了年度の達成状況について、翌年度の 7 月末日までに、達成状況報告書（実施要領別記様式第 3 号）に事業実施計画書（別紙 3 様式第 1 号）に準じて作成したものを添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、要綱第 20 の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第 6 事業の評価等

- 1 補助事業者は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の 8 月末日までに事業評価報告書（実施要領別記様式第 4 号）に別紙 3 様式第 2 号を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、補助事業者に対し、別紙 3 様式第 3 号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第 7 助成の対象及び事業実施の基準

- 1 助成対象となる経費は、別紙 3 別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。

第 8 その他

- 1 本事業を実施する場合には、畜産局長又は地方農政局長等は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施について、補助事業者に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項については、実施要領に定めるもののほか、農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙3別表

取組内容及び助成対象	補助率
飼料作物の生産・利用の連携体制の構築・強化に向けた取組に係る経費 1 検討会等の開催に係る経費 関係者による検討会・報告会・セミナー等の開催、資料の作成・配布等の経費 2 専門家による指導に係る経費 3 先進地等の調査に係る経費 4 飼料作物の栽培・利用試験に係る経費 (1) 植生調査に係る経費（植生撮影費や画像データ解析等に要する経費を含む） (2) 土壌・飼料分析等に係る経費 (3) 土壌改良資材、種子、肥料、農薬等の資材購入費（施工費を含む） (4) 農機具等のレンタル費 (5) 家畜への給与試験・消化試験に必要な経費 (6) 輸送・保管試験に係る経費 (7) その他飼料作物の栽培・利用に係る調査・試験に必要となる経費 5 その他必要な取組に係る経費	定額

別紙3別添 課題事項

生産性の高い持続可能な飼料産地の形成に向けて、取り組むべき課題となる事項は、次の1から5までのとおりとする。

1 連携体制の構築

飼料生産組織による効率的な生産を核として、耕畜連携や関係機関による栽培指導のサポートの充実等により、地域ぐるみの連携体制を構築すること。

2 労働力・人材の確保

飼料生産における労働力不足に対応して、人材の確保、機械の共同利用、作業の集約化を図ること。

3 農地の確保

農地の集約化・団地化等による作業性の高い農地や鳥獣害・湿害等の影響が少ない農地の確保を図ること。

4 技術の向上

地域の栽培条件や畜産需要を踏まえた草種・品種の選択、地域に適した栽培体系の確立、スマート技術の導入等を促進すること。

5 その他都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に記載された課題（国産飼料の生産・利用の促進に関するものに限る）。

別紙3様式第1号（第4の2及び第5関係）

生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進
事業実施計画書

1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 現状・これまでの取組

--

3 事業の取組概要

（1）取組内容

--

注：誰が、何を、どのように実施するのか明確に記載すること。

（2）課題事項

別紙3別添の課題事項について、解決に向けて取り組む事項を記載すること（複数の課題に取り組む場合は、それぞれの欄に記載すること）。

なお、実績報告の際には、課題に対して取り組んだ結果を詳細に記載すること。

①連携体制の構築

（飼料生産組織による効率的な生産を核として、耕畜連携、関係機関による栽培指導等のサポートが充実した地域ぐるみの連携体制を構築することが必要。）

--

②労働力・人材の確保

（飼料生産における労働力不足に対応して、人材の確保、機械の共同利用、作業の集約化を図ることが必要。）

--

③農地の確保

（農地の集約化・団地化等による作業性の高い農地や鳥獣害・湿害等の影響が少ない農地の確保を図ることが必要。）

--

④技術の向上

（地域の栽培条件や畜産需要を踏まえた草種・品種の選択、地域に適した栽培体系の確立、スマート技術の導入等を促進することが必要。）

--

⑤ その他都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に記載された課題（国産飼料の生産・利用の促進に関する課題に限る）

--

4 取組内容の詳細

（１）検討会等の開催

実施者	開催時期・場所	参加人数 (人)	参集範囲	内容	備考

（２）専門家による指導

実施者	実施時期	専門家	内容	備考

（３）先進地等の調査

実施者	実施時期	調査範囲	調査内容	備考

（４）飼料作物の栽培・利用試験

実施者	実施時期	場所	内容	備考

（５）その他必要な取組

--

5 経費等の詳細

(円)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国 庫 補助金	自己資金	
1 検討会等の開催					
2 専門家による指導					
3 先進地等の調査					
4 飼料作物の栽培・利用試験					
5 その他必要な取組					
合 計					

注1：備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

注2：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

6 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・事業費の算出の根拠となる資料
- ・「みどりチェック」のチェックシート
- ・その他地方農政局長等が必要と認める資料

注1：農林水産省畜産局長が別に定める公募要領に基づき提出した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

注2：添付書類について、事業実施主体等のウェブサイトにおいて閲覧可能可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができるものとする。

注3：既存資料により説明ができる場合は、当該既存資料を添付することで、各項目欄には「〇〇を参照」と記載を省略することができるものとする。

別紙3様式第2号（第6の1関係）

生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進
事業評価報告書

1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 実績の概要及び成果

--

3 事業実施により明らかになった課題・改善方策等

--

4 生産性の高い持続可能な飼料産地の形成に向けた報告書（概要）

--

※ 生産性の高い持続可能な飼料産地の形成に向けた報告書を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

補助事業者名：

代表者の役職及び氏名：

国産飼料増産対策事業（生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進）の事業実施に
関する改善計画について

令和〇〇年度において実施した国産飼料増産対策事業（生産性の高い持続可能な飼料産
地形成促進）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記
の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

- 1 事業の取組の経過
- 2 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標 の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	